

**建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定に基づく容積率の許可基準  
新旧対照表**

※ 下線部分が改正箇所

旧	新
<p><b>1 趣 旨</b></p> <p>本基準は建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定による機械室等の床面積が著しく大きな建築物にかかる容積率の許可の運用に際し、防災へ配慮すること又は横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温暖化対策の一環として挙げられているエネルギー管理、高効率設備の促進を図ること等のため、技術的助言の趣旨を踏まえ緩和を適用するにあたり必要な許可基準を定める。</p>	<p><b>1 趣 旨</b></p> <p>本基準は建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定による機械室等の床面積が著しく大きな建築物にかかる容積率の許可の運用に際し、防災へ配慮すること又は横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温暖化対策の一環として挙げられているエネルギー管理、高効率設備の促進を図ること等のため、技術的助言の趣旨を踏まえ緩和を適用するにあたり必要な許可基準を定める。</p>
<p><b>2 適用の範囲</b></p> <p><b>((1) 省略)</b></p> <p><b>(2) 対象建築物</b></p> <p>当該建築物の管理運営が将来にわたり適切に行われると認められるものを対象とする。ただし、対象施設が (1) アの場合は次に掲げる条件すべてに適合する建築物とする。</p> <p>(ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>の建築物エネルギー消費性能基準適合</p> <p>(イ) CASBEE 横浜 (建築物環境配慮制度)</p> <p>横浜市生活環境の保全等に関する条例第 9 章の 2 (建築物の建築に係る環境への負荷の低減) 第 141 条の 4 第 1 項の適用を受ける建築物は、その規定における建築物環境配慮計画の届出において、「CASBEE 横浜」での評価値が A ランク以上とすること。(施設の特性により A ランクとならない場</p>	<p><b>2 適用の範囲</b></p> <p><b>((1) 省略)</b></p> <p><b>(2) 対象建築物</b></p> <p>当該建築物の管理運営が将来にわたり適切に行われると認められるものを対象とする。ただし、対象施設が (1) アの場合は次に掲げる条件すべてに適合する建築物とする。</p> <p>(ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>の建築物エネルギー消費性能基準適合</p> <p>(イ) CASBEE 横浜 (建築物環境配慮制度)</p> <p>横浜市生活環境の保全等に関する条例第 9 章の 2 (建築物の建築に係る環境への負荷の低減) 第 141 条の 4 第 1 項の適用を受ける建築物は、その規定における建築物環境配慮計画の届出において、「CASBEE 横浜」での評価値が A ランク以上とすること。(施設の特性により A ランクとならない場</p>

<p>合にあっても B+ランク以上とすること。)</p> <p>(ウ) 非住宅の建築物については運用時のエネルギー低減につながる取組を行うもの。</p>	<p>合にあっても B+ランク以上とすること。)</p> <p>(ウ) 非住宅の建築物については運用時のエネルギー低減につながる取組を行うもの。</p>
<p>(3及び4省略)</p>	<p>(3及び4省略)</p>
<p>附則(施行期日)</p> <p>この基準は平成19年4月1日から実施する。</p> <p>改正</p> <p>この基準は平成21年1月13日から実施する。</p> <p>この基準は平成28年5月1日から実施する。</p> <p>この基準は令和元年8月26日から実施する。</p> <p>この基準は令和3年3月1日から実施する。</p> <p>この基準は令和4年3月10日から実施する。</p>	<p>附則(施行期日)</p> <p>この基準は平成19年4月1日から実施する。</p> <p>改正</p> <p>この基準は平成21年1月13日から実施する。</p> <p>この基準は平成28年5月1日から実施する。</p> <p>この基準は令和元年8月26日から実施する。</p> <p>この基準は令和3年3月1日から実施する。</p> <p>この基準は令和4年3月10日から実施する。</p> <p><u>この基準は令和6年4月1日から実施する。</u></p>